

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下仁田町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の自体を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

固定資産税関係事務においては、事務の一部を外部委託しているため、業者選定の際には業者の情報保護管理体制を確認し、委託契約書においても個人情報保護及び秘密保持について再度確認している。
内部に対しては、照会用のパスワード、IDを設けることにより制限をかけリスクを軽減する措置をとっている。

評価実施機関名

下仁田町長

公表日

令和3年7月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 並びに、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条8号、別表第二の項番号27の項 並びに、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	下仁田町役場 住民税務課 税務係
②所属長の役職名	住民税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下仁田町役場 総務課 行政係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下仁田町役場 住民税務課 税務係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input checked="" type="radio"/>] 接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ⑤統計(各種調査の回答、資料作成)	地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事後	
平成30年5月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成30年5月16日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16、38の項並びに地方税法等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の16の項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条	事後	
平成30年5月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の項番号27、28の項並びに地方税法等	■情報照会の根拠 番号法 第19条7号、別表第二の項番号27の項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第20条 ■情報提供は実施しない	事後	
平成30年5月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	下仁田町役場 総務課 税務係	下仁田町役場 住民税務課 税務係	事後	
平成30年5月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長部署	総務課長	住民税務課長	事後	
平成30年5月16日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	下仁田町役場 総務課 税務係	下仁田町役場 住民税務課 税務係	事後	
令和1年6月3日	IV リスク対策	—	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
2021/6/21	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	番号法 第19条7号、別表第二の項番号27の項	番号法 第19条8号、別表第二の項番号27の項	事後	法令改正による変更